

社会福祉法人 親和会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 社会福祉法人 親和会（以下「法人」という。）役員等の報酬等及び費用に関する規程（以下「規程」という。）は、法人の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の役員（理事及び監事）、及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(理事会、評議員会等の出席の報酬)

第2条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払する。

(当法人職員及び評議員会等の出席の報酬)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者についての役員等報酬は、支給しない。

(業務の報酬)

- 第4条 理事長は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 2 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。
 - 3 第1項及び第2項に定める報酬等の支給額は、各年度の総額が1,000千円を超えない範囲とする。
 - 4 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年度第 1 回評議員会において規程が採択された日より施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。

別表 1

評議員

	報酬日額	交通費
評議員会への出席	10,000 円	実費弁償
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〃	〃

理事

	報酬日額	交通費
理事会、評議員会等への出席	10,000 円	実費弁償
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〃	〃

監事

	報酬日額	交通費
監事監査等への出席	15,000 円	実費弁償
理事会、評議員会への出席	10,000 円	〃
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〃	〃

評議員選任・解任委員

	報酬日額	交通費
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円	実費弁償
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〃	〃

※交通費（車代）に関しては以下のとおりとする。

①片道 2 キロの範囲については、交通費は支給しない。

②片道 2 キロを超えた移動については、1 k mあたり 37 円をして、交通費を実費弁償するものとする。